

鹿屋市 子どもの移動経路交通安全プログラム

～未就学児の移動経路及び通学路等の安全確保に関する取組の方針～

令和7年4月

鹿屋市子どもの移動経路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路で関係機関が連携して緊急合同点検を実施し、以降、着実かつ効果的に対策を推進するために、「鹿屋市通学路交通安全プログラム」を策定して、これに基づき、通学路の交通安全対策を実施してきました。通学路に加えて、令和元年には、未就学児等が日常的に移動する経路等に関し、関係者が連携して緊急合同点検を実施し、各主体が必要な対策を実施してきたところです。

この二つの取組に基づき、交通安全対策の効果を高め、効率よく実行していくため、「鹿屋市 子どもの移動経路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、未就学児の移動経路及び通学路等の安全確保を図っていきます。

2 未就学児の移動経路安全推進会議及び通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「子どもの移動経路安全推進会議」を設置した。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 鹿屋市教育委員会学校教育課長
- ・ 鹿屋市子育て支援課長
- ・ 小学校長代表（市交通安全市民協会担当）
- ・ 幼稚園・保育園代表者
- ・ 鹿屋市交通安全協会
- ・ 国土交通省大隅河川国道事務所
- ・ 鹿児島県大隅地域振興局建設部土木建築課
- ・ 鹿屋市建設部道路建設課長
- ・ 鹿屋市市民生活部安全安心課長
- ・ 鹿屋警察署交通課
- ・ 学童保育代表
- ・ P T A 代表者（市 P 連生活指導部）

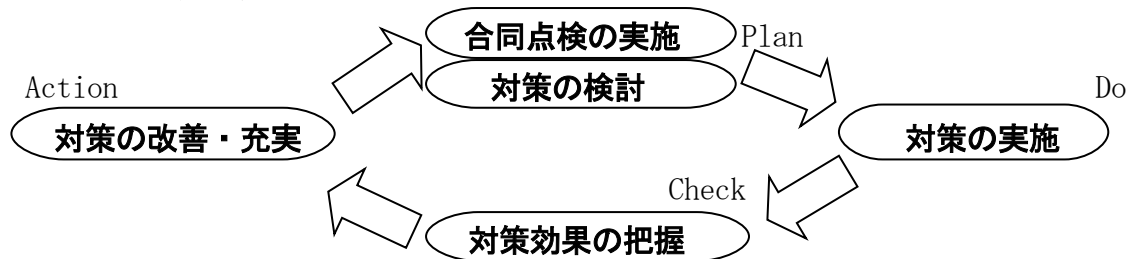
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[子どもの移動経路安全確保のための P D C A サイクル]



(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施時期等

- ① 市内の小学校から挙げられた危険箇所のうち、緊急性の高い箇所の合同点検を実施します。
- ② 効率的・効果的な合同点検を行うため、臨時子どもの移動経路安全推進会議において、合同点検を実施する箇所を選定し、合同点検を実施します。
- ③ 緊急性の高い事案として、学校や地域から合同点検の要望があった場合は、実施年度に関係なく合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

- ① 小学校ごとに、学校（近隣の未就学児関係施設を含む）、保護者、教育委員会、道路管理者（町内路給付所を含む）、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また未就学児・児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ① 園、学校、保護者からの意見の聞き取り
- ② 事故発生件数の把握

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。